

**令和6年度補正 大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト
(ふるさとミライカレッジ) のモデル実証事業
募集要領**

第1 趣旨

「地方創生10年の取組と今後の推進方向」(令和6年6月10日内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局)では、「東京圏への一極集中の主な要因である女性・若者に着目し、女性・若者の人生設計において地方での生活が選択されるよう、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出や、結婚・出産や子育て環境の充実、アンコンシャス・バイアス(性別による無意識の思い込み)の解消等、女性・若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた検討を女性・若者の視点から行っていく必要がある。」と指摘されている。

このような中、一部地域では大学のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトが取り組まれており、これらの地域の中には、地域のキーマンとなる住民と大学生との交流を意図的につくったり、大学生を意図的に地域活性化に取り組む魅力的な大人に引き合わせ、その地域活性化の取組の担い手として継続的な関わりをつくることで、外部人材の意見を柔軟に受け入れながら地域づくりを行うことのできるコミュニティ文化の形成につなげたり、地域おこし協力隊等の移住につなげている地域もある。

一方、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトを実施する際の課題としては、地方自治体・地域については、「プロジェクトの成果が見えない・わかりにくい」、「プロジェクト実施のためのノウハウ・マンパワーが不足している」といった課題があり、大学については、「先生の事務負担が大きい」といった課題がある。

このことから、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトに意欲的に取り組む地方自治体を選定して支援するとともに、その支援の内容・成果を調査・研究し、全国の地方自治体等に対して成果報告会の実施や調査報告書の取りまとめを通じて実証事業で得られたノウハウ等の横展開する事業を「令和6年度補正 大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト(ふるさとミライカレッジ)のモデル実証事業」として実施することで、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・環流の取組の加速化を図る。

第2 委託事業の概要

1 公募するモデル実証事業

(1) 事業概要

地方自治体が大学等高等教育機関^{*1}と連携し、学生のフィールドワーク^{*2}等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトのうち以下の内容を全て含むもの。

ア 大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくことを目的とするものであること。

イ 若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運を醸成することを目的とするものであること。

ウ 具体的な地域の課題の解決を目的とするものであること。

※1 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、学生団体

なお、学生団体と連携する場合は、必ず代表する大学等の教員もしくは職員が当該プロジェクトの大学等側の責任者を担うこと。

※2 学生が概ね 14 日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）、地域に滞在して実際に住民と関わりながら、地域の課題解決に取り組む活動

[地域課題解決プロジェクトの一例]

- ・ 地域課題解決に若者の視点を取り入れるため、学生が実際にフィールドワークを行い、地域住民と連携しながら地域の強みや資源等の再発見を行うプロジェクト
- ・ 学生が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、新たな着地型観光商品の造成、商店街の空き店舗の活用、高齢者の買物の足の確保等の地域の課題解決に継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組むプロジェクト
- ・ 建築等を学ぶ学生を地域で受け入れ、空き家の改修や東屋の製作等を通じて地域文化の継承や自然環境の推進等に取り組むプロジェクト

(2) 提案事業の要件

①提案者

提案者は、

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）外の市町村

イ 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村^{※1}、定住自立圏に取り組む市町村^{※2}又は人口減少率が高い市町村^{※3}

ウ 都道府県（ただし、上記ア及びイの市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）

のいずれかの要件に該当する都道府県又は市町村とする。

なお地方自治体において、連携する大学等高等教育機関や学生等を広く募集することを妨げないが、年度内にプロジェクトを完了できる計画を立て、プロジェクトを提案すること。

※1 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げるアからキまでのいずれかに該当する市町村である。

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第 2 項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を含む。）

イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄

- 美群島をその区域の全部とする市町村
- カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村
- キ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄の市町村

※ 2 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。
中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※ 3 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村である。
国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）によって調査した平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口（平成 17 年 10 月 2 日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が 11%以上である市町村

②提案する事業

次のア～カの内容をすべて満たすプロジェクトであること。

- ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと。
- イ 地方自治体、大学等高等教育機関、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトであること。
- ウ 学生のフィールドワークは、概ね 14 日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること。
- エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること。
- オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものであること。
- カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和 7 年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること。

③実証事業として実施すべき事項

次のア～エの内容を全て実施すること。

- ア 地方自治体、地域、大学、学生団体等との連携体制の検討・構築
- イ 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの計画の作成
- ウ 計画に基づくプロジェクトの実践
- エ 実証事業の実施過程の記録、実証事業の計画、実証事業を実施する中で把握された課題、実証事業の成果等に関する報告書の作成

（3）対象経費

次のア～カの経費を対象とすること。

- ア 連携する大学等高等教育機関や参加学生等の募集に要する経費

- イ 受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ウ 滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- エ プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- オ コーディネーター委託費
- カ プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 対象外になる経費

- ・参加者等の飲食に要する経費
- ・事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等
- ・本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費

（４）採択件数

採択件数は、３～５件程度を予定している。

（５）委託費

１件あたり、１,０００万円を上限額とする。

第３ 提案手続及び選定ポイント等

１ 提案手続

（１）提案書類

提案者は、企画提案書（様式１）、プロジェクト概要（様式２）、予算計画書（様式３）を提出すること。

（２）その他補足資料

提案内容を補足する資料があれば、Ａ４版（様式任意）により添付すること。

（３）提出期限

令和７年５月３０日（金）１７時締切（必着）

（４）提出先

提案者は、提案書類（様式１、様式２、様式３並びにその他補足資料）を下記「応募要領に関する問合せ先」宛てに電子ファイルで、E-mailにより提出すること。

２ 選定ポイント等

（１）選定方法

外部有識者等による書面審査等に基づき、委託候補事業を選定する。

また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。なお選定にあたっては、地域課題に応じた多様な事業を採択するため、事業内容のバランスを一定程度考慮する。

（２）選定のポイント

委託候補事業の選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

①公募する事業の内容に対する有効性

- ア 提案の内容が、大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくために効果的なものとなっているか。
- イ 提案の内容が、若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運醸成を図るために効果的なものとなっているか。
- ウ 提案の内容が、具体的な地域の課題の解決のために効果的なものとなっているか。
- エ プロジェクトの成果が見えない・わかりにくいといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- オ プロジェクト実施のためのノウハウ・マンパワーが不足しているといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- カ 大学等の教員の事務負担が大きいといった大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- キ このほか、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトにおける地方自治体・地域・学生・大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。

②公募する事業の内容に対する適正性

- ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業となっていないか。
- イ 地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトとなっているか。
- ウ 学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）となっているか。
- エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けているか。
- オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものとなっているか。
- カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録する予定となっているか。
- キ フィールドワーク等の実施にあたり、安全な実施体制が整っているか。

③委託事業を遂行する能力

- ア 本事業を遂行するため、必要な人員・体制を構築しているか。
- イ 本事業を実施するため、地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等の関係者との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されているか。
- ウ 事業実施スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組まれており、年度内に委託事業の確実な実施・運営・完了が見込めるか。

④本事業の遂行についての効率性

- 事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

⑤その他

- その他特筆すべき提案内容があるか。

(3) 提案事業の採択

総務省は、委託候補事業を選定したときは、当該委託候補事業の提案者である地方自治体に対して速やかにその旨通知する。

採択された提案事業については、契約時まで、必要に応じて総務省と地方自治体との間で調整の上、修正等を行うことがある。

3 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択事業について、総務省と地方自治体との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。

また、総務省と地方自治体との間で契約条件が整わない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。事業の実施については、提出された提案書に基づいて行うこととし、具体的な進め方については、総務省と調整の上、決定する。

(2) 委託期間

委託期間は、令和7年度内で、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。なお、本事業の性質上、その実施に際して、遅くとも令和7年6月頃を目処に事業の実施開始を想定しているところであり、受託者となる地方自治体においては、事業実施に必要な期間を確保できるよう、適切な予算措置等を講じていること又は講ずる予定であることが望ましい。特に、再委託に係る手続や調整等に想定以上の時間を要し、適切な執行期間の確保が困難となった例もあることから、取組内容や体制などの執行可能性を十分に検討すること。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と受託者の代表者が契約を締結する。

(4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

4 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた使途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時まで地方自治体と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

また、委託費は、原則として、委託事業終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うものとする。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）（それぞれ消費税10%（消費税率+地方消費税率）を含む。）とする。

(3) 業務の外注（再委託）

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、委託事業の全部を第三者に請け負わせることはできないものとする。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

- ① 再委託の金額が 50 万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の 5 分の 1 を超えない場合
ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類
ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類
エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類
カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(4) 本事業終了後の残存資産の取扱い

本事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

5 報告及び評価

(1) 定時報告

受託者は、総務省及び総務省の指定する進捗管理受託事業者に対して定時報告を行わなければならない。当該報告は、実施状況に関する連絡調整とは別に、進捗状況の直接的な把握や、成果分析の方向性の検討等を目的として実施する。報告に係る旅費等については、委託費に計上することができる。

なお、報告の時期や様式等の詳細は別途連絡するが、各モデル事業開始から令和 8 年 2 月末までの期間中に、10 回を基準としてオンラインにより実施することを想定している。

(2) 成果報告会

受託者は、総務省が開催する成果報告会に参加し、下記(3)に掲げる項目を中心として、委託事業の成果報告を行わなければならない。成果報告会に係る旅費等については、委託費に計上することができる。

なお、成果報告会の開催時期等の詳細は別途連絡するが、令和 8 年 3 月中に開催することを想定している。

(3) 成果報告及び終了評価

受託者は、委託事業の終了後、成果報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・本事業に取り組むに至った背景、解決したい地域課題
- ・地域の目指す姿と来年度事業の位置付け、来年度目標
- ・実施体制（地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等との連携体制含む）、事業スケジュール
- ・大学等高等教育機関と連携して実施した地域課題解決プロジェクトの内容
- ・事業成果、プロジェクト実施による地域への影響
- ・直面した課題とその対応策・解決方法、今後の課題とその対応方針
- ・モデル事業実施以降の大学等高等教育機関との連携体制、今後の学生等の若者の視点を取り入れた地域づくりの展望

成果報告書をもとに、総務省において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。成果報告書の提出期限は別途連絡するが、令和 8 年 2 月中旬を想定している。

成果報告書の提出は、下記「第5 応募要領に関する問合せ先」へ電子ファイル添付の上、メールで提出する。

(4) 事後報告及び追跡評価

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。

5 委託費の適正な執行について

(1) 適正な執行の確保

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、本応募要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約額の減額を行う可能性がある。

(2) 委託事業における経費処理

委託事業における経理処理については、別途通知する。

第4 事業スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・令和7年5～6月頃：委託候補団体の選定・採択（一次 5月頃 二次 6月頃）
- ・令和7年5～7月頃：契約条件の調整、委託契約の締結（一次 5月頃 二次 7月頃）
委託候補となる地方自治体の選定・採択後、総務省及び地方自治体の準備が整い次第、随時委託契約の締結を行うものとする。
- ・令和7年10～11月頃：中間報告
- ・～令和8年2月末：事業実施
- ・令和8年3月上旬：成果報告書の提出
- ・令和8年3月中旬：成果報告会

第5 応募要領に関する問合せ先

総務省地域力創造グループ 地域政策課

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電 話：03-5253-5523 FAX：03-5253-5530

Email：chisei@soumu.go.jp

担 当：梅谷係長、山下事務官、宮内事務官